

# 大分市中小企業見本市等出展事業補助金

## 【募集要領】

### 【事業概要】

(補助上限) 50万円

(補助率) 1/2

(募集期間) 当該年度の4月1日～翌年の1月31日

※ 参加する展示会の開催日の2ヵ月前に提出してください。

※ 次年度4月・5月の展示会に出展する予定の方は、計画の事前認定を受けることで申請が可能となりますので、展示会開催日の2ヵ月前までにご相談ください。

(申請方法) 申請書類に必要事項を記載しご提出ください。(郵送・持参またはメール)

### (1)申請書類

① 大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付申請書(様式第3号)

※ 次年度4月1日～5月31日に開始する見本市に参加される方については、①に代わり「事業計画事前認定申請書(様式第1号)」の提出が必要です。詳しくは創業経営支援課までご連絡ください。

② 見本市等出展概要書

③ 見本市等の開催要項等

④ 事業予算書(様式第4号)

⑤ 算定根拠の分かる書類(見積書・料金表など)

※ 委託先の事業内容が確認できる HP 画面や開業届の写し(個人事業主の場合)など、事業の実態を確認できる書類を併せてご提出ください。

⑥ 3か月以内に発行された法人登記事項証明書の写し(申請者が法人である場合)

⑦ 3か月以内に発行された住民票の写し(申請者が個人である場合)

⑧ 最新の決算報告書の写し(申請者が法人である場合)

⑨ 最新の確定申告書の写し(申請者が個人である場合)

⑩ 会社概要を明らかにした書類

⑪ 見本市等の開催要項等

⑫ 誓約書

⑬ 3か月以内に発行された市税完納証明書の写し

## 1. 事業の目的

本事業は、大分市内の中小企業者が見本市等に参加する費用の一部を補助し、県外への販路拡大及び自立的発展の促進を図るとともに、本市の産業振興に資することを目的とするものです。

## 2. 重要事項

- ① 本事業に申請するにあたり、市担当職員による事前ヒアリングを受けていただきます。  
事前ヒアリングの方法については、対面・オンライン・メール・電話のいずれでも結構です。
- ② 本事業は、大分市補助金等交付規則及び大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付要綱に基づき実施されます。  
補助金の不正受給が行われた場合、補助取消や返還命令等の定めがあります。
- ③ 補助事業の内容等を変更する際には、事前の承認が必要です。  
補助事業を実施する中で、**補助事業の内容または予算額の増減が2割以上ある場合、あらかじめ(発注・契約前に)、事業変更の承認を受けなければなりません。**
- ④ 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。  
補助事業完了後は、60日後(令和4年3月31日を超えることはできません)までに実績報告書等の提出がなければ、補助額を確定できませんので、補助金交付決定通知を受けていても、補助金を受け取れなくなります。必ず期日厳守をお願いします。
- ⑤ 実際に受け取る補助金は、「補助金交付決定通知書」に記載した交付額より少なくなる場合があります。  
事業完了後の実績報告書において、支出内容に補助対象外経費が計上されていること等が判明した場合、当該支出を除いた額となる場合があります。

⑥ 補助事業関係書類は、事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日の属する年度の終了後5年間は、補助金等の執行を監督する監査事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

⑦ 事業完了後のヒアリングシートの提出

本補助金の採択事業者に対し、このサポート事業の効果等を把握するため、補助事業実施後にヒアリングをおこないます。ヒアリングを受けられない場合は次年度以降の申請をすることができません。

**3. 補助対象者**

① 本事業の対象者は、以下の要件をすべて満たす中小企業者です。

- (1)本市に事業所(個人にあっては、住所)を有すること
- (2)本市の市税に滞納がないこと
- (3)市内で継続して1年以上事業を営んでいること。

② 中小企業者とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業をいいます。

ただし、次のいずれかに該当するもの(みなし大企業)は対象としません。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※上記②における「中小企業者」とは、 以下に掲げる者を指します。業種分類	定 義
製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員

	の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員 の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員 の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員 の数が100人以下の会社及び個人事業主

注1 ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

注2 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

#### 4. 補助対象事業

本補助事業の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、以下の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

- ① 販路開拓のための広く一般に公開されている見本市、展示会、博覧会、オンライン見本市への参加(市内や海外で開催されるものは除く)
- ※ オンライン見本市とは単に商品を掲載するものではなく、多くのバイヤーや関係者が参加し、商談につながる仕組みを有するものを指します。(海外向けのオンライン見本市は対象外です)
- ※ **次に掲げる見本市は対象となりません**
- ・ その場で小売りすることを主目的としたもの
  - ・ 出展者の募集が広く一般に公開されていないもの
  - ・ 開催趣旨が、事業者との商談ではないもの

- ・ 特定の顧客を来場対象とするもの
  - ・ 自社が主催又は運営にかかわるもの
- ② 公序良俗に問題のある事業ではないこと。
- ③ 公的資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 121 号)第 2 条において規定する風俗営業など)ではないこと。

#### 5. 補助事業期間

本補助事業期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとなります。

補助を採択された事業については、事業完了後、実績報告を提出し、3月末日までに事業を確定する必要があります。

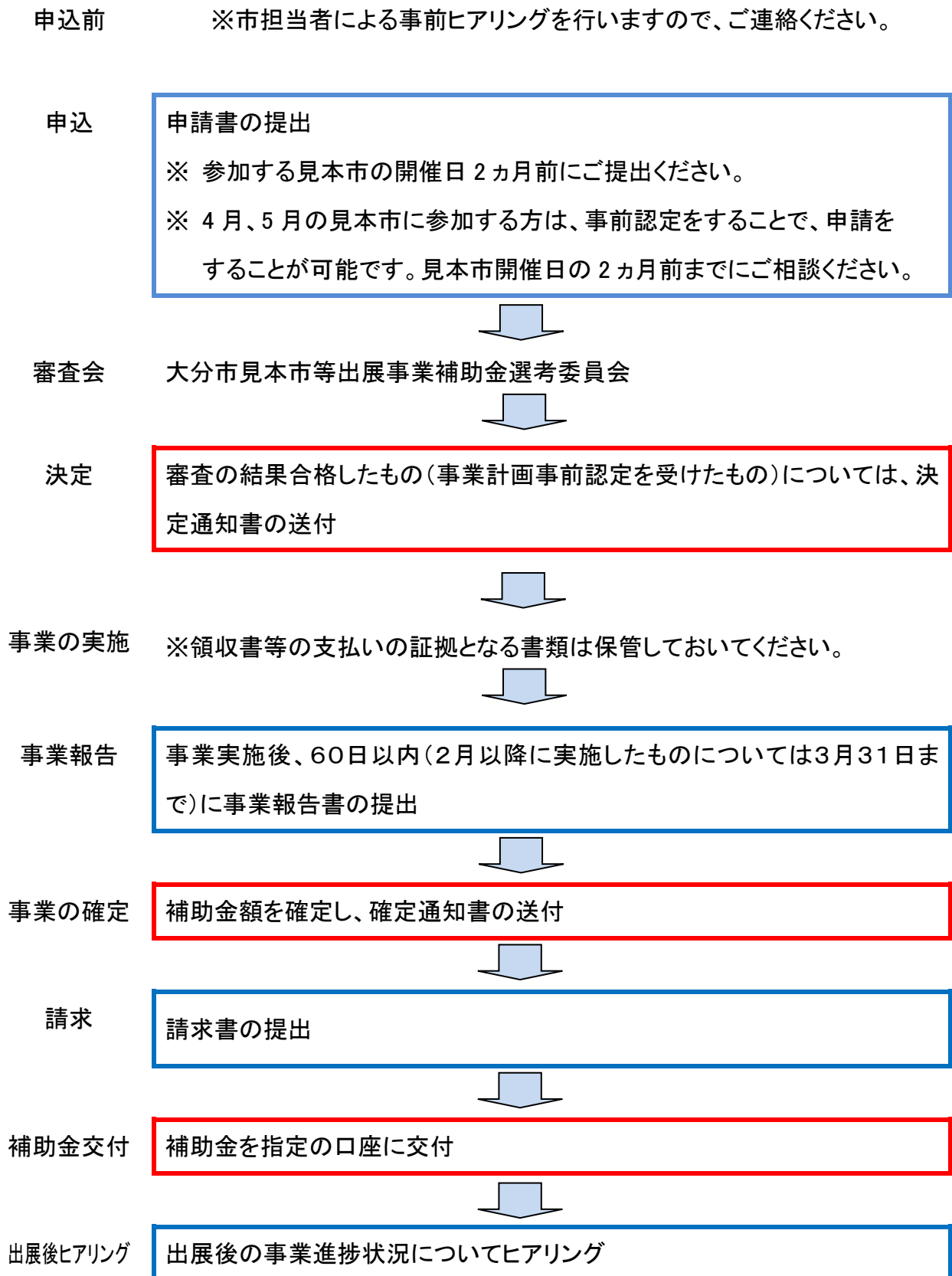
#### 6. 申請期間

申請期間は、当該年度の4月1日～翌年1月31日までとなります。見本市開始日の2ヵ月前までに提出してください。

※ 4月1日～5月31日までに開始する見本市に参加される方は、前年度の2月1日～3月31日の間の見本市開始日の2ヵ月前となる日までに事業計画事前認定申請書をご提出ください。

## 8. 申請から支払いまでの流れ

※青線は申請者が提出するもの、赤線は大分市が送付するもの



## 9. 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費で、以下の①、②の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 証拠書類等によって金額・支払先・支払いを行ったこと等が確認できる経費

※事業の実施にあたって取引を行う事業者の選定については、委託する事業をなりわいとしている事業者へ行ってください。また、地場企業の育成という観点から、なるべく市内企業を優先するようお願いします。

※下記に記載されている【補助対象となる経費】が対象となります。その他、下記に例示された対象とならない経費及び記載されていない経費は補助対象外となります。

**※補助対象経費は、消費税抜価格となります。**

### (1)【補助対象となる経費】

	対象となるもの		備考
	通常の見本市	オンライン見本市	
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電車、飛行機、バス、フェリー、タクシーの乗車料金</li> <li>※最寄りの駅を起点終点とする最小交通費</li> <li>・ 車輛のレンタル代</li> <li>・ 高速道路、有料道路の利用料</li> </ul>		ガソリン代、駐車場代は対象外
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見本市の開催に係るブースの設置日から撤去日までの間に必要な宿泊料</li> </ul>		宿泊に伴う食事は対象外
商品運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見本市会場に展示品、資料、展示備品を送付するために必要な費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン見本市にかかる主催者やバイヤーへの商品サンプル、資料を送付するために必要な費用</li> </ul>	
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見本市会場で請求される光熱水費</li> </ul>		

印刷物 作成料	・ 見本市で使用するチラシ、 パンフレット等	・ オンライン見本市で使用 するチラシ、パンフレットデ ータ等	
出展料 (小間料)	・ 見本市に参加する出展料、 小間料	・ オンライン見本市にかかる 登録料、商談設定料等	
小間装飾費	・ 小間装飾にかかる委託費 ・ 小間装飾に使用する消耗品費 ※消耗品とは3万円を超えない物品 もしくは数回の使用で使用できなくな るものをいいます。		備品の購入は 対象外 ※備品とは3万円 を超える物品 で数回の使用 に耐えるもの をいいます。
備品借上料	・ 展示に必要な備品や消耗品の 借上料		

(2) 上記記載例に加え、**補助対象とならない経費 (重要)**

- ・ 当該事業に使用したのものとして明確に区分できないもの  
(例) 名刺・会社パンフレット・社名入りボールペンなど
- ・ 証拠書類等によって金額や支出等が適正であることが確認できないもの
- ・ 自社人材の人件費(正社員、パート、アルバイトを問わない)
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 電話代、インターネット利用料等の通信費
- ・ 金融機関などへの振込手数料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 各種キャンセルに係る取消手数料
- ・ 補助金申請書類等の作成、送付、手続きにかかる費用
- ・ 食糧費



- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

### (3)補助対象経費全般にわたる留意点

- ① 決済は法定通貨とし、クーポン、ポイント、金券、商品券、仮想通貨の利用は認められません。
- ② 証拠資料等によって金額が確認できる経費のみが対象となります。仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払の流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類を整理保存し、提出できることを把握してから取引をしてください。実際に経費支出を行っていたとしても、発注した日が確認できず、補助対象経費として計上する取引分の請求額がわかる書類を提出できない場合、補助対象にできません。
- ③ 子会社等から調達を行う場合は、調達価格に含まれる利益を排除してください。

## 10. 採択審査

### (1) 採択審査方法

補助金の採択審査は、大分市中小企業見本市等出展事業補助金選考委員会において行います。

### (2) 審査項目

#### 1.会社の将来性

(出展目的が明確であり、自社の成長戦略が描けているか)

#### 2.商品、サービスの魅力

(出展商品やサービスに販路拡大の可能性があり、バイヤーを引き付ける魅力を有しているか)

#### 3.出展の工夫

(ブース出展やオンライン出展など、様々な形で開催される見本市の形式に合わせた集客やプロモーションに関する工夫がなされているか)

### (3) 結果の通知

申請事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。

## 11. その他注意事項

- (1) 審査過程や審査内容に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
- (2) 申請書類の内容については、本補助金の審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、あらかじめ法的保護を行うなど、申請者の責任で対応してください。
- (3) 採択された場合は、法人名・代表者名(個人事業主にあつては屋号、個人名)を公表させていただきますことがあります。
- (4) ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、必要な場合はコピーを取っておいてください。また、書類の作成、送付等に係る費用については自己負担となりますので、ご了承ください。
- (5) 虚偽の申請であることが判明した場合や、補助金交付後のフォローアップを拒否するなど、補助事業者としてふさわしくないと認められる場合には交付決定を取り消すことがあります。また、交付決定の取り消しに伴い、交付された補助金の返還を求めることがあります。
- (6) ご提出いただいた書類などの個人情報、本補助金における補助事業者の決定及び決定後の支援以外の目的で使用することはありません。
- (7) その他、「大分市補助金等交付規則」及び「大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付要綱」の規定に従っていただきます。